農計第531号 林 第815号 技 第584号

平成23年3月31日

農政部 林政部 県土整備部 都市建築部

関係課長 関係現地機関の長 様

農 政 部 長林 政 部 長県土整備部長

ワンデーレスポンス実施要領について (通知)

このことについて、これまで「県土整備部が発注する建設工事」を対象に試行要領により実施しておりましたワンデーレスポンスについて、一定の効果が確認でき、県土整備部以外にも既に周知されていることを受け、本格運用することといたしましたので承知願います。

また、岐阜県建設工事特記仕様書には別紙のとおり明示(改訂)しますので合わせて承知願います。なお、市町村宛へは、技術検査課から参考送付していることを申し添えます。

記

1. 適用年月日

平成23年4月1日以降の契約にかかる工事 (農政部・林政部・県土整備部・都市建築部が発注する建設工事)

2. 送付資料

- ・ワンデーレスポンス実施要領
- ・ワンデーレスポンス実施要領と試行要領(現行要領)の改訂箇所の見え消し
- •岐阜県建設工事特記仕様書(平成23年4月改訂)
- •特記仕様書 新旧表

<参考資料>

・ワンデーレスポンス試行工事の概要について

3. その他

積算システム(特記仕様書)については、歩掛適用年月日を平成23年4月1日以降にした場合反映されます。

県土整備部 技術検査課 建設技術担当 岡田 土川 T E L 058-272-1111 (3633)

F A X 058-278-2734

e-mail c11656@pref.gifu.lg.jp

ワンデーレスポンス実施要領

第1 目的

工事現場において発生する問題に対し、各監督員が従来から行なっていた「現場を待たせない」 「速やかに回答する」という対応を、より一層組織的、システム的なものとし、発注者、受注者、県 民それぞれにメリットを発生させることを目的とする。

第2 考え方

工事現場において発生した諸問題に対し、発注者の意思決定に時間を費やしたため実働工期が短くなり、工事等の品質が確保されない場合が考えられる。

このため発注者は、問題解決のため行動の迅速化を図る必要があることから、受注者に対して速やかに回答するものである。

第3 発注者の責務

- (1) 発注にあたりワンデーレスポンス実施対象工事であることを特記仕様書に明示する。
- (2) 監督員は、必要な時期に必要な資料をもって質問や協議を受けられるようにする。
- (3) 監督員は受注者からの質問協議への回答を「その日のうち」に行う。監督員が措置し得ない事項や判断が困難な場合は上司に相談し回答する。
- (4) 監督員は「その日のうち」に回答困難な場合は、受注者にいつまでに回答が必要かを確認し、回答期限日を「その日のうち」に回答する。
- (5) 監督員は、受注者からの作業の進捗状況の報告を受け工程の把握を行う。

第4 受注者の責務

- (1) 受注者は工程表の作成にあたり、作業ごとの関連、進捗状況を把握できる最適な工程表を作成する。
- (2) 受注者は綿密な工程管理を行い、問題点の洗出し、適切な時期に適切な資料を持って質問や協議を行なうよう努める。

また、適確な回答期限を把握しておく。

(3) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督員に報告するものとする。

(附 則)

本要領は平成23年度以降に実施するワンデーレスポンス実施工事に適用する。